

外来感染対策向上加算算定に関するご案内

外来向上対策向上加算は、組織的な感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合した保険医療機関(診療所に限る)において診療を行った場合に、加算されるものです。

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取組を行っています

- 感染管理者である院長が中心となり、従業員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等など)が疑われる場合は、一般診療の方と診療時間を区分し、時間的分離をして対応します。
- 標準的感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して世田谷区医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。